

第四十六回国会 衆議院 通信委員會議議錄 第二十七号

昭和三十九年六月三日(水曜日)

午後一時三十三分開議

出席委員

委員長 加藤常太郎君

理事秋田 大助君 理事上林山榮吉君

理事佐藤洋之助君 理事志賀健次郎君

理事森山 欽司君 理事大柴 滋夫君

理事森本 靖君

本部 佳昭君 椎熊 三郎君

中山 榮一君 橋本善美三郎君

山本 幸雄君 片島 港君

下平 正一君 畑 和君

受田 新吉君

出席國務大臣

郵政大臣 古池 信三君

出席政府委員

郵政事務次官 金丸 信君

郵政事務官 宮川 岸雄君

(電波監理局長)

委員外の出席者

郵政事務官 吉灘 中君

(電波監理局長)

郵政事務官 藤木 榮君

(電波監理局長)

專門員 水田 誠君

五月二十六日

委員永井勝次郎君辭任につき、その補欠として栗林三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員栗林三郎君辭任につき、その補欠として永井勝次郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十七日

委員本部佳昭君及び中山榮一君辭任につき、その補欠として園田直君及び宇野宗佑君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員園田直君辭任につき、その補欠として本部佳昭君が議長の指名で委員に選任された。

六月一日

委員永井勝次郎君辭任につき、その補欠として栗林三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月三日

委員宇野宗佑君辭任につき、その補欠として中山榮一君が議長の指名で委員に選任された。

五月二十七日

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四六号)(参議院送付)

六月一日

有線放送電話関係法の改正等に関する請願外四件(落合寛茂君紹介)(第四一四一九号)

同外六件(桜井茂尚君紹介)(第四一二〇号)

同外五件(登坂重次郎君紹介)(第四一二二号)

同外一件(野田卯一君紹介)(第四一二二号)

同(稻村隆一君紹介)(第四一三五号)

同外七件(大竹太郎君紹介)(第四一三六号)

同外十九件(奥野誠亮君紹介)(第四一三七号)

同(金子一平君紹介)(第四一三八号)

同(田中彰治君紹介)(第四一三九号)

同外八件(高橋清一郎君紹介)(第四一四〇号)

同(塚田徹君紹介)(第四一四一四号)

同外六件(中村庸一郎君紹介)(第四一四二二号)

同外十一件(青木正君紹介)(第四一四五号)

同外四件(伊能繁次郎君紹介)(第四一五六号)

同外一件(加藤高藏君紹介)(第四一五七号)

同外二件(亀岡高夫君紹介)(第四一五八号)

同(久野忠治君紹介)(第四一五九号)

同外二件(久保三郎君紹介)(第四一六〇号)

同(五島虎雄君紹介)(第四一六一号)

同外一件(高田富之君紹介)(第四一六二二号)

同外一件(塚原俊郎君紹介)(第四一六三三三)

同外二十件(坪川信三君紹介)(第四一六四四四)

同外十九件(堂森芳夫君紹介)(第四一六五五五)

同外二件(森本靖君紹介)(第四一六六六六)

同外四件(山本勝市君紹介)(第四一六七七七)

同外三件(鴨田宗一君紹介)(第四一七八八八)

同外二件(福永健司君紹介)(第四一七九九九)

同外一件(渡邊良夫君紹介)(第四一八〇〇〇)

同外八件(小沢辰男君紹介)(第四一九三三)

同外一件(金子一平君紹介)(第四一九四四)

同外一件(清瀬一郎君紹介)(第四一九五五)

同(橋本次郎君紹介)(第四一九六六)

同外二件(玉置一徳君紹介)(第四一九七七)

同外二件(原健三郎君紹介)(第四一九八八)

同外二件(高見三郎君紹介)(第四一九九九)

同外七件(谷垣專一君紹介)(第四二〇〇〇〇)

同外四件(渡邊良夫君紹介)(第四二〇一一一)

同外十一件(亘四郎君紹介)(第四二〇二二二)

同外三件(木部佳昭君紹介)(第四二〇三三三)

同外一件(村山達雄君紹介)(第四二〇四四四)

同(小林進君紹介)(第四二〇四五五)

同外五件(荒瀬清十郎君紹介)(第四二〇五五五)

同(金子一平君紹介)(第四二〇六六六)

同外七件(柳田秀一君紹介)(第四二〇七七七)

同(金子一平君紹介)(第四二〇八八八)

同外五件(渡辺美智雄君紹介)(第四二〇九九九)

同外二件(平岡忠次郎君紹介)(第四二一〇〇〇)

同外二十一件(藤尾正行君紹介)(第四二一〇一一)

郵便局舎等の整備促進法制定に関する請願(金丸徳重君紹介)(第四二一四三三)

同外一件(金丸徳重君紹介)(第四二一九九)

同(黒田壽男君紹介)(第四二〇〇〇〇)

同外一件(金丸徳重君紹介)(第四二〇〇九〇)

同(金丸徳重君紹介)(第四二〇四六六)

同外二件(森本靖君紹介)(第四二〇四七七)

同外二件(森義祝君紹介)(第四二〇五八八)

同外四件(森義祝君紹介)(第四二〇七八七)

電信電話委託業務廃止に伴う特定郵便局長に補償金交付に関する請願(秋田大助君紹介)(第四二一六八八)

同(中村寅太郎君紹介)(第四二一六九九)

同(志賀健次郎君紹介)(第四二一七八一)

同(本名武君紹介)(第四二一八二二)

同(村上勇君紹介)(第四二一八三三)

同(鶴林三喜男君紹介)(第四二二〇一〇)

同(堂森芳夫君紹介)(第四二二〇二〇)

同(森山欽司君紹介)(第四二二〇三三)

草加市松原団地に団地電話設置認可に関する請願(大柴滋夫君紹介)(第四二二〇四四)

本日の會議に付した案件

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四六号)(参議院送付)

応けつこうでありますけれども、私はそういうふうな行政指導を郵政省が行なうということもこれはいいと思ひますが、ただ、このニュースで見ますと、足立東商會頭あるいは全自協會長あるいは日立通信、そういう人々が集まつてまたセンターをこしらへようというところの中に、郵政省がメンバーとして入つていつて協議をするというふうなことはいいがなものであろうか。だからそういうふうな際に、そういうセンターをつくらうと思ひながら、郵政省としてはどういふ意見であらうか、あるいはそういうふうな点について質問があるならば、それは答えていくということでは私にはつこうなことだろふと思ひますけれども、そういうものを設立する際に、その一つの發起人メンバーのような形において郵政省がやつていくということは、あまり私にはかんばしくないのではないかと、いふに考へるわけでありまして、いま非常に電波監理局の——これは小さな汚職でありますけれども、いろいろいわれておるような際において、こういう面の行政指導を行なう際におきましても、いま局長が言つたような行政指導を、行政庁の立場において指導するということは、まことにけつこうであります。そのメンバーの中にまで入つていつてそれを促進し、なおかつ、その財団の設立にまでいろいろタッチしていくことは、ちよつと私は行き過ぎではないかというふうには考へるわけでありまして、そういう点はひとつ十分に考へながら、考慮しながら行政指導というものと、それから、そういう場合に中へ入つていつてやる場合とは違ふわけでありまして、

で、その辺の眞偽をひとつ局長から聞いておきたい、こう思ふわけですが。

○宮川政府委員 森本先生の御指摘になりました点はまことにごもつともでございます。われわれもそのように取り運んでおる次第でございます。省といたしましては、ただいまの免許方針を定めることと、それによります財団の設立を期待することにあるのでございまして、そういう財団の發起人になる者が入るといふようなことはもとよりしてございせん。それから、そういう財団ができた場合にございまして、これは当然省の監督を受ける財団になるわけでございますが、そういう場合に、その財団のほうからの申し出があつた場合におきましては、あるいは関係省庁といふようなところがその評議員あるいは理事、もちろん無報酬の理事でございますが、そういうふうな中に入つていくことは考へておりますが、發起人その他に入つた事実もございせんし、現在はその設立を待つておるような次第でございます。

○森本委員 評議員に入るといふのはどういふ意味ですか。

○宮川政府委員 全体の財団としての運営が、その目的に合うようにその評議員に入ることは、従来の例でもあるようにわれわれの調べではなつておりますので、そういうことは一応考へておきます。しかし、現在まだその措置をしておるわけではございません。

○森本委員 むろん理事者側に入るといふようなことはないわけですね、理事とか監事とかいふものについて

問題を十分に研究してまいりたいと思つておりますが、率直に申しまして、現在そういう財団の理事にわれわれが入ることもかまわぬのではないかと、いふふうには考へております。

○森本委員 これは共済会とか、弘済会とか、互助会といふものとはだいぶ意味が違ふわけでありまして、それは確かにそういうふうにいふゆる集中をして、無線塔によつて、いわゆるアンテナによつて行なうといふことはこれは好ましいことであると思ひますけれども、その中に電波監理当局、郵政省が評議員なり、理事、監事として入つていくといふことはいいがなものであらうか、これはいふゆる利益団体ではないと申しまして、それを構成するものは、やはりそれを受けるところの利益団体であります。それがすべて官庁の集まりとか何とかがいふことならば別でありまして、これはそういう意味ではなしに、いま申しましたタクシー無線にいたしまして、それぞれにいたしまして、それはそういう理屈からいふとすれば、電電公社の現職の役員が船舶無線通信株式会社の役員になつてもかまわぬという理屈になります。電電公社が投資しておるわけでありまして、しかも仕事の内容といふものは、ほとんどこれは公共的な仕事をしておるわけでありまして、これはなるほど財団でありまして、その仕事の内容といふものが電波監理当局なり郵政省がやるのは、そのセンターの行政指導にあづかることはけつこうだ。相談があれば十分に説明もしてやるし、こういうふうなことといふのは説明してもけつこうだ、行政指導に乘つてやるのも行政官庁としても

ともである。しかし私は、その中に評議員とか、あるいはまた理事、監事として入つていかなければならぬということにはならぬと思ふ。もし入つていこうとするならば、その人は退官をして入つていけばいいんだ、現職のままでは郵政省の公務員がそのまま入つていくといふことは、あまり私は好ましくはない。これは前島会とか、そういうものと意味が違ふと思ふのです。前島会とか互助会といふものであるとするならば、それは場合によつては評議員くらいに入つておつてもけつこうですけれども、それでも執行部に入つてないうわけでありまして、理事、監事に入るといふことは望ましくない。できれば、私は評議員にも入る必要はない、行政指導には十分に相談に乗つてやれ、こういう意味のことを言つておるわけでありまして。

○古池國務大臣 私からお答へいたします。

この問題は、全体の構想なり、あるいは大筋につきましては、私も報告を聞きまして賛意を表したわけでありまして、具体的な設立の手續、あるいは役員のメンバー、そういうふうな点については、今日までのところ私は関知しておりませんので、局長に委任をしておるわけでありまして。しかし、ただいまの御質問に対する答弁等を考へてみましても、やはり私もこれが將來法人として設立された際においては、公務員がその役員等に入るといふことはふさわしくない、こう考へます。もつとも退官した人が学識経験者として入ることとは、これは別段差しつかえない、かように考へております。

○森本委員 いまの大臣の答弁でけつ

こうであります。十分にはつこういふ点については注意をして行政指導をやつていただきたい。そうでないと、何でもないので色目で見られるという点がありますので、そういう点は十分にひとつ考へながらやつていただきたいといふふうには考へるわけですが。

それからもう一点お尋ねしておきたいと思ひますが、これも小さな問題でありますけれども、この間新聞にアマチュアのテレビの開局の問題が載つておつたわけでありまして、これは電波法上一体どういふことになつておるわけですか。一体どのくらいの周波数帯を使つて、電力はどのくらいで、それから免許といふようなものはどうなつておるのですか。

○藤本説明員 お答へ申し上げます。

アマチュア無線につきましては、お尋ねのテレビのバンドは四〇〇メガ帯、それからさらに一三〇〇メガ帯あるいは二五〇〇メガ帯といふふうには、たくさんアマチュアとして世界的に分配された周波数帯がございまして、その中でアマチュアがいろいろアマチュア自身としての実験その他をやつておるわけでございますが、お尋ねのテレビの問題につきましては、多分、四〇〇メガ帯という周波数帯を最近アマチュア用として割り当てまして、その中でテレビもやつていこうといふことになつておりますので、この間アマチュア・テレビの第一号といふものが出てきたのだらうと思ひます。ただし、これはあくまでも四〇〇メガ帯という特別の周波数帯でございまして、現在放送局がやつておりますテレビの周波数帯とは全然別のものでござい

○森本委員 その場合に、その出力とエリアの範囲はどの程度になりますか。

○藤本説明員 お答え申し上げます。アマチュアの出力は十ワットでございまして、現在放送会社でやっておりますテレビの出力が十キロとか、そういうものから比べますと、非常に小さなものでございまして、東京都内でもしやるとすれば、せいぜい数キロしか届かないようなものでございます。

○森本委員 せいぜい数キロといいますが、半径を描いてどの程度になりますか。これはアマチュアというけれども、その行動範囲の、いわゆるエリアの範囲内では必ずしもアマチュアだけではないとてくるのではないかと、いう気もするのです。場合によっては数キロといつても、たとえば人口の密集した地帯におけるやり方をすれば、かなりこれはおもしろいかつこうになると思うのです。この間も私は郡上八幡の場合の問題を聞きましてけれども、このときには回答を得ておりませんが、今度の場合、私が聞きたいのは、その十ワットの出力で、東京都内の平たん地の場合に、その送信局から大体エリアが半径がどの程度になるのか。

○藤本説明員 お答え申し上げます。四〇〇メガ帯の周波数と申しますのは、超短波の少し上のほうでございまして、結局到達する範囲というのには電波が出るアンテナの高さによるわけでございまして、これが非常に高くなれば、たとえば東京タワーの上からすれば、四〇〇メガサイクルで十ワットのアマチュア・テレビを出したとすれば、これは相当遠くまでいくだろうと思いま

す。ただし、現在アマチュアと申しますのは、御存じのように大体学生だとか特に無線に興味を持っておるような人々がやるわけでございまして、特にお金持ちがやるというわけでもございませんで、皆さん町のジャンク屋で部品を買って自分でテレビを組み立てて、そして送っておるようなわけでございまして、とてもそういう大がかりの放送をやるといふようなことではございせんし、また、これは事実問題として、いわゆる放送といふようなものでございせんし、アマチュアが自分の興味ののためにやるというふうな、アマチュア無線といふものは世界的にも電波法ではつきり定義づけられておるものでございまして、一般の人々に聞かせるようなものをしやるとすれば、これは明らかにアマチュア無線を逸脱しておるというわけでございまして、決してそのようなことはあり得ないし、もしそういうようなことがありましたら、こちらで当然取り締まるということになるうと思ひます。

○森本委員 そういふふう言われるけれども、大体アマチュア無線といふものは、いままで交信を行なうためのアマチュア無線です。アマチュア無線の定義というものは、ところが、テレビのアマチュアになつてきた場合には、それはならぬわけですね。これは必ずしも特定の者でなくとも、不特定多数の者でも、その機械を設置すれば受像できるということになるわけですね。交信をしないわけでありまして、一方に受けるわけでありまして、無線のアマチュアの場合は、お互いに交信をするためにアマチュアが行なつておるわけですから、そこにテレビのアマチュアの場合といふ無線交信のアマチュアの場合と私は違つてくると思う。だから、そういうふう言われても、このエリヤの範囲内においては、ある程度、アマチュアでなくとも、利用しようと思へばできるわけですね。だからそのことを簡単に、アマチュアだからそのままでいくということには私はならぬのじやないかと思ひます。だから、いままでのように無線電話なり、無線通信の交信といふことであるとすなわち、これはけつこうアマチュアでいくわけですね。これは放送じゃやないと言つても、放送と同じ理屈になるでしようが、現実には無線でないから。そうじやないのですか。

○藤本説明員 お答え申し上げます。結局電波を使うということになります。これはもちろんいまのテレビじやございせんし、その電波の性質上相当拡散いたしますので、広がるわけですね。もしそれを受けようとする人があれば、だれでも受けるということができるわけですね。したがってテレビのほうは、アマチュア同士が、自分でつくりまして、そしてたとえば自分の顔を映して送るとか、簡単なアマチュアとしての興味のありそうなものをつくらせて送るとか、そういうふうな程度のことであると思ひます。いわゆるアマチュア業務といふものは、電波法の定義にございまして、金銭上の利益のためにでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によつて行つて自己訓練、通信及び技術的研究の業務をいう。というふうな定義づけられておりまして、私もといたしましては、この定義をあくまでも守つていきたいというふうな考へておりますので、テレビといふものの性質から、一方的な交信でございまして、やはりアマチュア同士といふことには変わりないわけですね。興味のあつたアマチュアの人が自分で受信機をつくりまして、相手の人の電波を受けるということになると思ひます。

○森本委員 だから私が言つておるのには、それはいまはそうなんだと言つておるわけですね。そんならけつこうに行動半径が半キロなら半キロの密集地帯で、それならアマチュアのために映画をつくらうと云ふのは、利害関係じやないのです。クラブ式にやつて全然利益を得なかつた場合。だから法律というものは、次々に新しく出てくるものに對してはやはり研究していかなければいかぬと思ひます。いままでの考え方とは違つなければならぬと私は思ひます。このテレビのアマチュアの場合でも、やはりいままでの無線交信のアマチュアのような形の考え方では私はちよつと不安な気がするわけですね。

○宮川政府委員 森本先生の御指摘もわれわれいろいろ考へなければならぬ点があるように思ひます。ただアマチュアのこゝういふ通信は、あくまでもその電波の質であるとか、その雑音の状態であるとか、技術的ないろいろな条件、そういうようなものを確かめるために電波を出して、そしてお互いにその内容について批判するといふことによつて技術の向上、あるいは研究を進めていく、こゝういふのがたまたまなものでありますので、こゝういふようなものから逸脱いたしまして、単に娯楽のためであるとか、あるいは個人の

通信であるとかといふようなものを、長時間をかけて本来の目的から逸脱した場合においては、あくまでもこれはアマチュアの免許の基本的な考え方と違反するものとしてわれわれは取り締まつていかなければならぬものと考えます。その点につきましては、内容が音楽であるとか、画像であるとか、一つの精神といふものは同じで取り締まつていけばいいのではないかと、こゝなふりに考へるわけでありまして、

○森本委員 私どもはそういうものが急激にどうこうするといふことはないと考へておる。それは有線放送電話のときのことを振り返つてみたらよくわかると思ひます。明らかに公衆電氣通信法違反だと言つておつてだんだん太つてきたものだから、しようことなしにあつた法律をつくつてしまつた。だから、こゝういふものはできなかつたときに、いまの法律で十分でございまして、こゝういふことじやなしに、あらゆる観点から、あらゆる状況から検討しておかなければならぬといふことを私は言つておるわけですね。いままでのアマチュアの交信の考え方ではこの問題についても申し切ることができなくなるときもあるのではないかと。それは研究のために組み立てるというわけで、いまの受像機ではだめです。だから、別に自分でこしらへなければだめだから、それならそれがかなり安く、五十円ないし百円でできて、それは一々研究のために映画をつくつてみようといふことでクラブになつてきたらどうなる。現実にはそれは研究用とは言へない。こゝういふことは可能性があると云うわけですね。事実問題として、だから安い映画を持つてくるな

り、あるいは自分で映したやつをおもしろいということを送ったりするということもあり得るわけだ。だからそういう問題について、電波界というものは日に日に進歩していつておるわけですから、そういうものに対応すべくあらゆる状態から検討しておかないと、郡上八幡みたいに有線放送やら何やらわからぬことになる。結局あれば有線放送で許可しているけれども、有線放送で許可するというものも、実際問題としてはいかげんなものだ。だからそういう問題を通信部長の言ったように、簡単にここに条項があるからこれで片づけますということではなしに、こういうことをやっていった場合にはどういうことになってどういうことが関連をせられるかという、あらゆる問題を想定して考えていかなければならぬ問題じゃないか。いままでのように簡単に、これはアマチュアの交信であるということでは片づけれない問題が出てくるのではないか。人はおもしろいものになつてくると、どんどんその方向へ発展していきまうから、私は必ずしもこれが発展するとは思わぬけれども、やはりようによつてはこれはかなりおもしろい問題にはなると思う。

その辺を私が言っているのは、何か妙に電波監理当局というものは頭がかたくて、現在の問題に非常にしがみついておつて、先の先を考えていくという能力がないのじゃないか。やはりこういう問題をやる時には、将来のこともあらゆる角度から検討して、そうして準備して判断をしておいて、さてこれでということにしたほうがいいのじゃないかということをおは言つてい

るわけだ。そういう方面の研究が十分立つておれば別だけれども、私は私なりにあらゆる場合を想定して、こうなつた場合には現行の法律ではどうなるか、こうなつたらどうなるんだということを考えてみるわけだ。だから、そういうふうな電波監理当局として、こういう新しい事態の問題に対しては、早くから研究しておかなければ、その場になつてあつてやることではないように、こういう意味で質問をやるわけであつて、別にあなたのほうをやつてくれるという意味じゃないわけでありまして、その点をひとつ十分了とせられて今後こういう問題についても研究を願つておきたい、こう思うわけだ。

○宮川政府委員 私は着任以来電波監理行政につきましましては特に先を見て、そうして一般の要望よりわれわれの考えが先にあるようにすべきである、こういうことで私はやっておるつもりでございます。ただいま先生からも、そういうようなことで御激励をいただきましてありがたく思つておる次第でございます。

ただいまのテレビジョンの問題につきましても、もしこれが将来われわれの予期せざる方向に発展するということになりますれば、当然私たち責任を感じなければならぬ問題でございますが、十分に監視という用語が語弊がありますが、その成長ぶりを十分に監督しながら見てまいりたいということを考へております。

なお、このアマチュア無線の問題につきましましては、従来からもアマチュア無線連盟というふうなものがございまして、そういう中におきましても、いろいろと自主的に、会員同士の間にきまして、使用方法その他につきましても自主規制をやりながらよく統制をとつてやつていくというふうなこともございまして、そういうような方向も今後助長しながら十分監督してまいりたい、かように考えます。

○森本委員 いまのアマチュアのテレビの第一号の状況を、ちよつと資料としてお出しを願いたい、こう思うわけだ。

それから、これについてでありますので、資料として現在の電電公社のマイクロウェーブの全国の中継所をずつと図解にして、それから何ルートあるか、そういう問題を全部全国のマイクロウェーブのルートを一目瞭然にわかるような形の資料をひとつ私は電電公社のほうに要求して取り寄せていただきたいというふうに考えます。それで電電公社だけでなしに、さらにまた電力、それから国鉄、一般の場合もあると思いますが、それをもすべて含めて、マイクロウェーブのいまの全国の状態を図解にして、だれが見てもすつとわかるような要領のいい資料をお出しを願いたい、こう思うのですが、いいですか。

○宮川政府委員 御満足のいくようなものができるとはわかりませんが、できるだけ御満足のできるようにものををつくつて御提出したいと思ひます。

○森本委員 これはみんな各委員に配るわけですから、そのつもりでつくつていただきたい。これはやはりマイクロウェーブの将来のために、日本全国にどの程度、どういふふうになつておるかということ、ちよつとこの法律改正のいい機会でありまうので資料としてお出しを願いたい。

それから、伝えるところによりまうと、十月十日から西日本、中国、九州方面のマイクロウェーブのいわゆる改造成を行ないまして、カラーテレビが送信されるということを聞いておりますが、この内容をひとつ説明願ひたいと思ひます。

○吉瀬説明員 電電公社の北日本ないし西日本ルートのマイクロ回線の設備の保守を良好にいたしまして、そしていまの高規格のものにほとんど近い状態にまで持つていく、そういうことにましまして、オリンピックのカラー放送の実現に電電公社として協力しようということになりまして、それでNHKはこのメインルートにつきまして十五カ所にカラー放送が実施可能となるような工事を進めていきたい、こういう計画を進めております。北から申し上げますと、札幌、盛岡、仙台、それから東日本はみなやっておりますから飛びまして、岡山、広島、防府、福岡、大分のほう、四国一円、こういう計画でございます。それから民間放送は、仙台の東北放送、それから四国の四国放送、この二局がこのルートの中では実施するように聞いております。

その程度でございます。

○森本委員 そういたしますと、NHKの場合は、北海道の札幌と、それから現在あるところを除いて、四国、それから中国の山陽方面と、それから九州全部ですか。

○吉瀬説明員 九州は福岡と大分、熊本が入つておつたところしか記憶しておりますが、鹿児島、宮崎は入つてなかつたと思ひます。

○森本委員 あとは全部だね。

○吉瀬説明員 はい。そのかわり、いま申し上げましたのは、メインルートでございます。そのメインルートから放送波中継を受けまう局がぶら下がつております。中継局でございますから、そういうところも実施が可能でございます。

○森本委員 それでNHKのルートはわかりましたが、民放の場合は、いまあなたが言つたように四国放送だけですか。

○吉瀬説明員 先ほど申し上げましたように、仙台の東北放送も実施するよう聞いております。

○森本委員 そうすると、仙台と四国放送、この二局だけですか。あとの民放は全然計画がないわけですか。

○吉瀬説明員 いまの既存のNHKが実施しておりますところ以外、今度新しく電電のマイクロ回線の保守を良好にいたしまして、高規格に準ずるような回線を新たにこれから設置するところにつきましては、いま申し上げた二局でございます。その他名古屋あるいは大阪で、たとえばフジテレビの系列の会社が一これはいままで現にやつていないところで、名古屋の民放あるいは大阪の民放でカラー化を実施するところがございますが、いまNHKが十五局やるわけでございますが、それに相当するのは、大体民放では二局というふうに聞いております。

○森本委員 その名古屋、大阪の問題を私は言つておるわけではなしに、新しく今度十月一日からNHKがカラー放送を始めるというところは中国、四国、九州を合せて――四国放送という、たしか徳島だったと思うの

ですが、徳島一局だけの民放である……。

○吉瀬説明員 あとは東北の……。

○森本委員 東北は別です。近畿のことを言っているから……。それでその場合、何かさびしいような感じはしないのですか。全然ほかのところはやらぬというのはどうでしょう。民放は、ふだんはおれのところにくれ、おれのところにくれというのを盛んにやがましき言うのだが、こういう先駆的な役割をやる場合には、金もうけにならぬから引つ込もうというのでは、ちょっとおかしいような気がするわけですが、これは何かマイクローエープの関係ですか。

○吉瀬説明員 私もその話を聞きました、意外に少ないのにびっくりしたわけですが、当初もう少しやるような計画もあったようでございまして、けれども、民放としましては、いま中継局の増設に忙しいわけでございまして、カラー化まで手が回らないというところがあるように聞いておりますが、マイクローエープとは関係ない問題でございまして、電電公社としましては、端末の工事を実施しなければなりません、民放はさらに数局ふえても、別段電電公社の高規格工事には差しつかえないだろうと考えております。

○森本委員 いまの民放局を見て、中継局を設置しなければならぬということでもかなり金がかかることは事実でありますけれども、そうかといって、いまの民放局で欠損になっているというテレビ局はどこにもないわけですね。そういう状態から見た場合に、今度十月一日からNHKがカラー放送を一応踏み切つてやろうと言っているときに、

たとえば中国、四国、九州で民放局はわずか一局しかカラー放送をやらぬというのはいかにもこれはやるにたところ、全日放送をやるわけではないのですから、一日一時間か二時間程度しかやらぬわけですから、民放が基幹放送だということではいばるなら、やはりこういうときにはある程度の犠牲を払つてでもやるという方向に持つていくべきではないか。だから、こういう点については、それはあなたの言うように、強制する力はありませんけれども、何らかの形において、やはりそういう点を行政指導し、そういう方向に持つていくようなことをやっても、私は別に圧力を加えたことにはならぬと思う。そうでなければ、民放自体がやはりNHKより一段おれのほうがあとだということをお認めしたような形にならざるを得ない。その辺をいわゆる電波監理行政をつかさどるところの郵政省としてはどう考えておられるか。だから、そうなるべくと、これは民放諸君の言っているところのNHKの受信料の問題についても、これはまた変わった意見になつてござるを得ない。

だから、やはり論旨一貫するとすれば、ある程度の犠牲を払つても、この際は若干の時間でも踏み切つてみるべきではないかという点は、やはり郵政省としても行政指導をすべきではないか、こう思うのですが、その辺は大臣どうですか。

○古池国務大臣 NHKといわず、民放といわず、国民としては、できるだけ多くの番組を見たり、聞いたりしたい、こういう要望を持つことは当然だろうと思つて、これにこたえて民放が、今回カラーテレビを——せつかく

電電公社のほうで努力して、マイクローエープの整備をしようというのでありますから、その意思もくんで、積極的に考えるというところは望ましいことと考えております。しかしながら、それらについては、相当多額の経費も要するやに承知しておりますので、民放の経営者が自主的な事業者としての使命感に徹して考えてもらふことがまず第一に先決問題であらうと思つて、行政指導と申しましても、相当な費用を要する問題であれば、いまお話に出ましたように、あまりに強制的な指導もしにくいわけでございます。しかしながら、国民の立場から申せば、特にこの秋のオリンピックを控へまして、国民の要望に沿うように進めてもらふということはけつこうなことでありますから、機会がありました場合に、さような意思は表示してみたい、こう思つております。

○森本委員 カラー放送についていまのような状況でありますけれども、この十月一日から全国的に相当NHKがカラーをやるといふことになりますと、問題になりますのは、やはり受信機の問題であります。いまのところ、例の九万円のカラー受信機ができたというわけですが、新聞で報道せられていふわけですが、この受信機の今後の見通しというものを電波監理局はどう思つておられるのですか。

○宮川政府委員 ただいまの九万円のカラーテレビの受信機というのは、三菱でつくりましたものをさしておいでになるというふうな考えですが、いま直ちにここでこれが将来大いに望みがあり、有望であるというふうに断定するとか、あるいはそうでないと断定するとかいふほどの資料もまだございせん。率直に申しまして、しばらく静観したい、そういうふうに考えております。

○森本委員 しばらく静観するのはいいんですが、電波監理当局はその九万円の受信機を見てみましたか。

○宮川政府委員 私は、あれはのぞいて見るようになっておりますので、自分でのぞいて見たことはございまして、——いまとにかくカラーテレビが普及しないというところは、受信機が高いたつと、かりに九万円の受信機があつて、かりに九万円の受信機でカラーがある程度完全に見え得るということが実際に実現するとなつた場合には、私はカラーは正力さんの言うように、逆に相当普及していくと思う。問題は、いまは受信機にかかつていふわけですね。そういう場合に、ここで受信機の問題だからといって通産省だけにまかしておくのではなく、専門的な立場に立つ電波監理当局というものは、やはり最大の関心を払つて、そういうものが安く、いいものが大量に生産されていくということになります。ならば、積極的にそれを推進していくというの意気込みがあつていいと思う。それでなければ、いま言つたように十五局NHKがカラーテレビを目に二時間くらい見やうとすると、ほんのわずかな見えないところ、ほんのわずかなんです。しかしこれがかりに九万円の受信機ということになるとするならば、私は相当普及していくと思う。だから、そういう点については、少なくとも電波監理局長なりあるいは技術部長か何か知らないけれども、そういう

担当の部長が課長くらいは、できたらさつと飛んでいって見せてもらつて、それはいいものか悪いものかということと専門的な分野から見ると、ほんとうにこれが大量生産されるものであるかどうかというところまで研究をしなければならぬとすつておつたのでは仕事にならぬ、はつきり言つて。その点でまだまだ郵政省の監理当局というものは、そういう点の熱意がないんじゃないか。局長はのぞいて見たと言ふが、のぞいて見た程度ではこれはどうにもならぬ。よく見て、やはり普及発展をしていくように考えていくのが電波監理局長の任務でなからうかと私は思う。単にマイクローエープがカラーを目に二時間放送するということだけが能じゃないのです。それを何ぼやられたつて受信機がなければ意味がありません。

○宮川政府委員 先ほどのぞいて見たと申しましたのは、文字どおりのぞいて見たのでございまして、それは三菱でつくつておられますカラーテレビは、こういうのぞくものの奥のほうにプラウン管がございまして、いままでのような三色のシャドーマスクを使つたものでなく、非常に安くできておりますが、これは多くの人が見られない、いわばそのそばにいて、三人の者にしか見られない、そういうものが最近できておられない、それは文字どおりのぞいて見たと申しましたので、決してちらつとべつ見たという意味ではございせん。最近そういうものではないもので十万円を割るテレビができたということを知っておりますが、私はまだそれを見ておりません。

カラーテレビの問題につきまして
は、われわれも十分関心を持っており
まして、いつでも座談会に出席する
か、あるいはそういう関係の方の陳情
を聞くとかいうことは積極的に行
っておりますが、カラーテレビがい
わゆる九インチといった小さいもの
に今後
の使命を求めていくか、それとも、
カラーになったからには、むしろも
っと
大きな画面のものにしていくかとい
うようなことにつきましては、専門
家の間におきましても相当意見が
分かれて
いるようにも聞いております。今
後
のカラーテレビの発展の問題につ
きま
しては、たとえばアメリカ等につ
きま
しても、最近急に非常に伸び出し
たとい
うようなことも聞いております。専
門家の間におきましては、日本にお
いては、日本人は非常に色彩感
が高い
から、そうアメリカほど発展しな
いであ
ろうというような意見もあります
けれ
ども、われわれは先生のおっしゃ
いま
したように、大いにメーカー関
係の
ほうについても十分連絡をとりな
がら、
電波のむだ使いということのない
よう
にしていきたいと思ひます。

○森本委員　こういう問題でメー
カー
に交渉し、あるいは当たるという
よう
なことは、これはひとつも遠慮
する
必要はないわけであつて、悪い
こと
さえしなければ、そういうメー
カー
とつき
合つたつて何もかまわないわけ
です。
いい受像機をどんどんつくれとい
うこ
とを奨励するなり、あるいは専
門的
な分野からそういう点を聞かれ
ば、そ
の質問にも答えるということは
どん
どんやつていいと思ひます。私
は、そ
ういふことはちつとも遠慮する
必要
はないと思ひます。逆に通産省
なん
かよりも

電波監理当局のほうで専門であ
ります
から、そういう点は、電波技術研
究所
あるいはNHKの研究所、そういう
もの
も大いに利用して、こういう受
像機
の開発に一役をかうべきである
と考
えるわけでありまして、そういう
点、
案外電波監理当局というものは、
おつ
りかまえていないのじゃないか
とい
う気がするわけでありまして、
今後
とも、
受像機の開発ということについては、
電
波監理当局としても、専門的な
分野
からひとつ十分に御努力を願
いた
いといふことを希望いたします。

なお、法律案件に関する各条
項に
お
たりますことは次回に譲りまし
て、こ
れで済むは終りたいと思ひます。
○加藤委員長　本日はこの程度
とし、
次会は明後五日午後一時から開
会す
ることとして、これにて散会いた
しま
す。

午後二時二十六分散会

昭和三十九年六月九日印刷

昭和三十九年六月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局